

WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



マドリッド制度の名義人の氏名（名称）や住所（居所）の変更手続きについて教えてください。

マドリッド制度では、国際登録後の各種変更をWIPO国際事務局に一つの手続きで申請できます。

今回は、名義人の氏名や住所の変更手続きについてよくいただくお問い合わせをご紹介します。

1. 手続きおよび様式の作成方法は？

WIPOが公表している「マドリッド制度の更なる活用にむけて」^{*1}の「名義人の変更の記録の請求書 様式MM9」をご参照ください。

2. 名義人の氏名や住所の変更手続き（MM9）の提出先は？

名義人の氏名や住所の変更手続きは、日本特許庁を経由して申請することができないため、直接、国際事務局へ提出してください。作成したMM9はContact Madrid^{*2}を通じて簡単に送付することができます。

なお、国際事務局へ原本を送付する必要はありません。

3. MM9による法人の法的性質の追加や変更について教えてください。

以前は国際登録の出願時や事後指定の場合、またはMM5で名義変更を請

求する場合にのみ認められていましたが、2017年7月以降、名義人はMM9を用いて、国際事務局に登録されている法人の法的性質の追加・変更が可能になりました。また、法人が設立された国・地域の変更も、MM9の第4欄に記入することで請求できます。

なお、これらの変更がなければ第4欄に記載の必要はありません。

4. 一つのMM9で複数の国際登録に係る名義人の氏名や住所の変更手続きは可能ですか？

同一の名義で記録された複数の国際登録であれば、1通のMM9の提出で変更の記録を請求することができます。手数料は国際登録の件数にかかわらず、1通150スイスフランです。

5. 国際事務局へ登録しているメールアドレスや電話番号、FAX番号のみを変更する場合にも、MM9を提出する必要がありますか？

名義人は、MM9による請求でメールアドレスや電話番号、FAX番号を変更できますが、これらの情報のみを変更するのであれば、名義人または代理人による署名付きの書簡を国際事務

局に対して郵送、またはContact Madridを利用して変更を請求することで足りります。MM9を利用しない場合、この請求に関する手数料は無料です。

6. 名義人の氏名の変更の記録の請求をしましたが、誤って記録されてしまいました。どのように修正するのでしょうか？

国際事務局による誤りであれば、更正依頼が可能です。記録の更正の請求書であるMM21を作成して国際事務局へ提出するか、または、Contact Madridの「My request concerns」から「Corrections」を選択のうえ、請求してください。この請求に関する手数料は無料です。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

※1 https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/ja/forms/docs/making_the_most_of_the_madrid_system_mm_forms.pdf

※2 <https://www3.wipo.int/contact/en/madrid/>

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先（日本語）】

TEL：03-5532-5045（マドリッド制度）

TEL：03-5532-5030（その他制度等）

URL：wipo.int/japan